

9. 4から8までに掲げる事業及び措置の総合的かつ一体的推進に関する事項

[1]市町村の推進体制の整備等

(1)中心市街地活性化を統括する組織

本市では、商工労働観光部商工労政課において、関係部局間の連携を図りながら、中心市街地活性化基本計画の作成、関連事業の進捗状況等の管理を行っている。

(2)大分市における内部の推進体制

本市では、第1期基本計画策定に際し、「大分市中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会」を設置した。その後、第2期基本計画の策定においても引き続き当委員会で検討を行い、今回の第3期基本計画の策定についても、第2期基本計画の検証や施策などの取りまとめ、県事業や民間事業との連携などについて、計画策定に必要な検討を行った。第3期基本計画の策定後も、この組織により計画の進捗管理を行うとともにフォローアップ体制を整備していく。

また、委員会の下部組織として幹事会、作業部会を設置しており、具体的な事業の推進について調整を行う。

中心市街地活性化基本計画策定・推進委員会名簿

委員長 副市長	
委員会：14名	幹事会：39名
総務部長	防災危機管理課長
企画部長	企画課長、情報政策課長、文化振興課長、国際課長、スポーツ振興課長
財務部長	財政課長、管財課長
市民部長	市民協働推進課長
福祉保健部長	福祉保健課長、長寿福祉課長、障害福祉課長、保健総務課長
子どもすこやか部長	子ども企画課長、子育て支援課長
環境部長	環境対策課長
商工労働観光部長	商工労政課長、創業経営支援課長、観光課長、おおいた魅力発信局長
農林水産部長	農政課長、生産振興課長、林業水産課長
土木建築部長	土木管理課長、道路建設課長、住宅課長
都市計画部長	都市計画課長、まちなみ企画課長、都市交通対策課長、開発建築指導課長、まちなみ整備課長、公園緑地課長
上下水道部長	経営企画課長、下水道整備課長、下水道施設管理課長
教育委員会事務局教育部長	学校施設課長、文化財課長、美術振興課長
消防局長	警防課長

(3)大分市における取組状況

- 平成 29 年 3 月 9 日 平成 28 年度第 1 回委員会・第 1 回幹事会 合同会議
基本計画に関するこれまでの取組、第 3 期基本計画の策定についての協議
- 平成 29 年 5 月 30 日 平成 29 年度第 1 回幹事会・第 1 回作業部会 合同会議
第 2 期基本計画の進捗状況、第 3 期基本計画の概要案、スケジュールについての協議
- 平成 29 年 6 月 29 日 平成 29 年度第 1 回委員会・第 2 回幹事会 合同会議
第 2 期基本計画の進捗状況、第 3 期基本計画の概要案、スケジュールについての協議
- 平成 29 年 8 月 30 日 平成 29 年度第 3 回幹事会・第 2 回作業部会 合同会議
第 3 期基本計画素案の内容に関する協議、スケジュールについての協議
- 平成 29 年 9 月 28 日 平成 29 年度第 2 回委員会・第 4 回幹事会 合同会議
第 3 期基本計画素案の内容に関する協議、スケジュールについての協議
- 平成 29 年 11 月 22 日 平成 29 年度第 3 回委員会・第 5 回幹事会 合同会議
パブリックコメントの結果、第 3 期基本計画（案）の内容についての協議
- 平成 30 年 5 月 14 日 平成 30 年度第 1 回委員会・第 1 回幹事会 合同会議
第 3 期基本計画の認定報告、第 2 期基本計画の最終フォローアップについての協議
- 平成 31 年 4 月 26 日 平成 31 年度第 1 回委員会・第 1 回幹事会 合同会議
第 3 期基本計画の進捗状況についての協議
- 令和 2 年 6 月 10 日 令和 2 年度第 1 回委員会・第 1 回幹事会 合同会議（書面審議）
第 3 期基本計画の進捗状況についての協議
- 令和 3 年 4 月 28 日 令和 3 年度第 1 回委員会・第 1 回幹事会 合同会議（書面審議）
第 3 期基本計画の進捗状況についての協議
- 令和 4 年 2 月 16 日 令和 3 年度第 2 回委員会・第 2 回幹事会 合同会議（書面審議）
基本計画に関するこれまでの取組、第 4 期計画策定についての協議
- 令和 4 年 4 月 26 日 令和 4 年度第 1 回委員会・第 1 回幹事会 合同会議
第 3 期基本計画の進捗状況、第 4 期基本計画の概要案、スケジュールについての協議
- 令和 4 年 8 月 17 日 令和 4 年度第 2 回委員会・第 2 回幹事会 合同会議
第 4 期基本計画の概要案、スケジュールについての協議

○令和4年9月27日 令和4年度第3回委員会・第3回幹事会 合同会議

第4期基本計画素案の内容に関する協議、スケジュールについての協議

○令和4年11月18日 令和4年度第4回委員会・第4回幹事会 合同会議

パブリックコメントの結果、第4期基本計画（案）の内容についての協議

(4)大分市議会における審議の内容

平成29年に開催された定例会における中心市街地活性化に関する主な審議の内容は下表のとおりとなっている。

また、経済環境常任委員会及び地域活性化対策特別委員会において、第2期基本計画の進捗状況並びに第3期基本計画案についての報告等を行った。

<p>第1回定例会 (平成29年3月16日)</p>	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none">・今後どのように中心市街地の活性化を進めていくのか (市長答弁要旨)・本市はこれまで大分市中心市街地活性化基本計画を策定し、大分駅南土地地区画整理事業などのハード事業や、商都復活支援事業などのソフト事業に積極的に取り組んできた。・今後は、平成30年の国民文化祭、31年のラグビーワールドカップなどの開催を控え、これまで取り組んできた事業の成果を一過性のものとすることなく継続発展させるために、さらなる工夫を凝らしながら、歩行者天国や七夕まつり、食と暮らしの祭典などの多彩なイベントを開催していきたい。・こうしたイベントを通じて、今後も中心市街地の賑わい創出と回遊性の向上を目指すとともに、より多くの皆さんが中心市街地を活用し、その賑わいのメリットを享受できるような仕組みづくりを進めていく。・おおいた中心市街地まちづくりグランドデザインと整合性を図りながら、新たな中心市街地活性化基本計画を平成29年度末を目途に策定することとしており、これらの取組を通じて、県都として地方創生の時代にふさわしい魅力と活力のある中心市街地を創出していきたい。
--------------------------------	--

<p>第2回定例会 (平成29年6月19日)</p>	<p>(質問要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中心市街地活性化のためにも、中心部に人が集う施設ができることが望ましいと考えるが、科学館に防災センターや地域の産業振興の機能もあわせ持つ複合施設を整備することについて市の見解を聞きたい。 <p>(企画部長発言要旨)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現在、中心市街地の魅力創造に向け、荷揚町小学校跡地については、民間活力の導入も視野に、子育て支援機能や防災機能などを確保した高層複合空間として、高度利用の可能性を検討している。 ・ JR大分駅東側の公有地についても、交通結節機能の強化や高度利用を踏まえ、導入する機能や規模などの調査を行うなど、周辺施設と連携した一体的な検討に着手しているところである。 ・ 科学館を設置する場合には、県との連携や役割分担に関する議論はもちろんのこと、議員御提案の防災センター等との複合化や、本市の特色である新産業都市群、大学などとの連携も考慮する必要があると考えている。 ・ 今後、中心市街地活性化に資する公共用地等の利活用策の検討を行うなかで、その必要性を議論していきたい。
--------------------------------	---

[2] 中心市街地活性化協議会に関する事項

(1) 大分市中心市街地活性化協議会の概要

本市では、「大分商工会議所」と「株式会社 大分まちなか倶楽部」が共同設置者となり、平成20年4月に「大分市中心市街地活性化協議会」が設置された。

第3期基本計画においても、第1期及び第2期基本計画と同様に活動を行っていく。

(2) 協議会の構成員及び開催状況

協議会は、大分市中心市街地の都市機能の増進や経済活力の向上、賑わいの創出などについて、総合的に推進するために、大分商工会議所や商店街、大型店等の商業関係者、バス事業者などの交通事業者、銀行などの金融機関、福祉や教育、自治会やNPO法人などまちづくりに関する団体等、多様な主体からの代表者を構成員として位置づけている。

大分市中心市街地活性化協議会構成員（順不同）

	所 属 先	
1	大分商工会議所	経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者（第15条第1項第2号）
2	㈱大分まちなか倶楽部	都市機能の増進を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者（第15条第1項第2号）
3	大分大学	学識経験者
4	大分商工会議所	経済活力の向上を総合的に推進するための調整を図るにふさわしい者（第15条第1項第2号）
5	大分工業高等専門学校	（法第15条第8項関係）
6	日本文理大学	〃
7	大分県立芸術文化短期大学	〃
8	大分市商店街連合会	商店街
9	大分市竹町通商店街振興組合	（法第15条第4項関係）
10	大分市中央町商店街振興組合	〃
11	大分市府内五番街商店街振興組合	〃
12	サンサン通り商店街振興組合	〃
13	大分市ポルトソール商店街振興組合	〃
14	㈱トキハ	地域内大型店
15	㈱J R大分シティ	〃
16	（一社）大分県宅地建物取引業協会大分支部	不動産業者（第15条第8項関係）
17	大分市大分中央地区自治委員連絡協議会	（第15条第8項関係）
18	大分都心まちづくり委員会	地域活動団体（第15条第8項関係）
19	㈱大分銀行	金融機関
20	㈱豊和銀行	（第15条第8項関係）
21	大分信用金庫	〃
22	大分県信用組合	〃
23	九州旅客鉄道㈱大分支社	交通事業者
24	大分バス㈱	（第15条第4項関係）
25	大分交通㈱	〃
26	（一社）大分県タクシー協会	〃
27	九州電力㈱ 大分支社	居住促進・環境向上
28	大分県建設業協会大分支部	〃
29	㈱大分合同新聞社	報道・放送関係
30	NHK大分放送局	（第15条第8項関係）
31	㈱大分放送	〃
32	㈱テレビ大分	〃
33	大分朝日放送㈱	〃
34	大分県中心市街地活性化支援会議	オブザーバー・アドバイザー（第15条第7項）
35	（一社）大分市観光協会	観光協会
36	大分市都市計画部	オブザーバー・アドバイザー（第15条第6項）
37	大分市商工労働観光部	〃（第15条第6項）
38	大分県大分中央警察署	〃（第15条第8項）
39	経済産業省九州経済産業局	〃（第15条第7項）
40	国土交通省九州地方整備局	〃（第15条第7項）
41	（独）中小企業基盤整備機構九州本部	〃（第15条第7項）
42	㈱日本政策投資銀行大分事務所	〃（第15条第8項）
43	㈱大分まちなか倶楽部	
44	大分商工会議所	
45	㈱エフ・ティ・シーホテル開発	観光関係（第15条第8項関係）
46	㈱大分センチュリーホテル	〃

また、本市では、基本計画に関連する取組を具体的に検討するために、下部組織としてワーキング委員会を設置し、活性化への取組を推進している。

大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会構成員（順不同）

	所 属 先	
1	大分市商店街連合会	協議会副会長
2	大分商工会議所	商工会議所
3	大分大学	学識経験者
4	大分市竹町通商店街振興組合	地域商業者
5	大分市中央町商店街振興組合	地域商業者
6	大分市府内五番街商店街振興組合	地域商業者
7	サンサン通り商店街振興組合	地域商業者
8	大分市ポルトソール商店街振興組合	地域商業者
9	㈱トキハ	地域内大型店
10	㈱JR大分シティ	地域内大型店
11	大分都心まちづくり委員会	地域活動団体
12	㈱大分銀行	金融機関
13	㈱豊和銀行	金融機関
14	大分県建設業協会大分支部	建設業関係
15	九州旅客鉄道㈱大分支社	交通事業者
16	(一社) 大分県バス協会	交通事業者
17	(一社) 大分県タクシー協会	交通事業者
18	(一社) 大分市観光協会	観光協会
19	㈱大分合同新聞社	報道機関
20	㈱大分まちなか倶楽部	まちづくり会社
21	㈱大分まちなか倶楽部	まちづくり会社

●アドバイザー

大分県企画振興部観光・地域局観光・地域振興課	行政関係者
大分県商工労働部商業・サービス業振興課	行政関係者
大分県土木建築部都市・まちづくり推進課	行政関係者

●オブザーバー

大分市商工労働観光部	行政関係者
大分市都市計画部	行政関係者

●事務局

大分商工会議所中小企業相談部専門指導課	
---------------------	--

＜協議会の開催状況＞

- 平成 29 年 3 月 29 日 平成 28 年度第 4 回 大分市中心市街地活性化協議会
基本計画の取組状況等の報告、第 3 期基本計画の策定方針等についての協議
- 平成 29 年 5 月 10 日 平成 29 年度第 1 回 大分市中心市街地活性化協議会
基本計画の取組状況等の報告、第 2 期基本計画に位置づけられた事業の変更等についての協議
- ◇平成 29 年 6 月 5 日 平成 29 年度第 1 回 大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会
中心市街地活性化の方向性、第 3 期基本計画の事業、スケジュールについての協議
- ◇平成 29 年 7 月 3 日 平成 29 年度第 2 回 大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会
第 3 期基本計画の概要、スケジュールについての協議
- 平成 29 年 7 月 31 日 平成 29 年度第 2 回 大分市中心市街地活性化協議会
第 3 期基本計画の概要、スケジュールについての協議
- ◇平成 29 年 9 月 13 日 平成 29 年度第 3 回 大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会
第 3 期基本計画の素案、スケジュールについての協議
- 平成 29 年 10 月 6 日 平成 29 年度第 3 回 大分市中心市街地活性化協議会
第 3 期基本計画の素案についての協議
- ◇平成 29 年 11 月 29 日 平成 29 年度第 4 回 大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会
パブリックコメントの結果、第 3 期基本計画（案）についての協議
- 平成 29 年 12 月 1 日 平成 29 年度第 4 回 大分市中心市街地活性化協議会
パブリックコメントの結果、第 3 期基本計画（案）についての協議
- 平成 30 年 5 月 16 日 平成 30 年度第 1 回 大分市中心市街地活性化協議会
第 3 期基本計画の認定について報告、第 2 期基本計画の最終フォローアップについての協議
- 令和元年 5 月 14 日 令和元年度第 1 回 大分市中心市街地活性化協議会
第 3 期基本計画の中間フォローアップに関する報告についての協議
- 令和 2 年 2 月 12 日 令和元年度第 2 回 大分市中心市街地活性化協議会
第 3 期基本計画の変更申請についての協議

- 令和2年7月1日 令和2年度第1回 大分市中心市街地活性化協議会
第3期基本計画の中間フォローアップに関する報告についての協議
- 令和3年2月2日 令和2年度第2回 大分市中心市街地活性化協議会
第3期基本計画の変更申請についての協議（書面審議）
- 令和3年5月12日 令和3年度第1回 大分市中心市街地活性化協議会
第3期基本計画の中間フォローアップに関する報告についての協議
- 令和4年1月20日 令和3年度第2回 大分市中心市街地活性化協議会
第3期基本計画の変更申請についての協議（書面審議）
- 令和4年5月13日 令和4年度第1回 大分市中心市街地活性化協議会
第3期基本計画の中間フォローアップに関する報告についての協議、第4期基本計画の概要案、スケジュールについての協議
- 令和4年8月29日 令和4年度第2回 大分市中心市街地活性化協議会
第4期基本計画の概要案、スケジュールについての協議
- 令和4年10月11日 令和4年度第3回 大分市中心市街地活性化協議会
第4期基本計画素案の内容に関する協議、スケジュールについての協議
- 令和4年11月28日 令和4年度第4回 大分市中心市街地活性化協議会
第3期基本計画の変更申請についての協議、パブリックコメントの結果、第4期基本計画計画（案）についての協議

(3) 法第 15 条各項の規定に適合していること

平成 19 年 5 月、都市機能の増進を図るものとして、大分商工会議所との法定協議会の共同設立者となるべく「株式会社大分まちなか倶楽部」が、官民が一体となった会社として設立された。

<株式会社大分まちなか倶楽部の概要>

【設立】平成 19 年 5 月 14 日

【資本金】10,500,000 円（発行株式数 525×一口 20,000 円）

【出資者】

区分	所有株式数	所有割合	備考
大分市	100	19.05%	発起人
大分商工会議所	100	19.05%	発起人
(有)大分合同新聞社	75	14.29%	
(株)トキハ	50	9.53%	
デジタルバンク(株)	25	4.76%	
(株)大分銀行	25	4.76%	
(株)豊和銀行	25	4.76%	
大分信用金庫	25	4.76%	
大分県信用組合	25	4.76%	
大分市中心部商店街振興組合	25	4.76%	
大分都心まちづくり委員会	25	4.76%	
(株)JR大分シティ	25	4.76%	
計	525	100%	

【事業目的】

- ・都市基盤整備、都市再開発、観光開発等都市機能の向上を図る事業及び産業振興事業に関する各種調査、研究、企画立案、情報提供並びに実施及びコンサルタント業務
- ・上記事業に係る共同施設、駐車場、店舗等の取得、建設、管理運営業務
- ・上記事業に係る不動産の取得、譲渡、賃貸借、斡旋、仲介及び管理、維持、補修、警備、清掃業務
- ・上記事業に係る商業振興各種イベントの企画、実施、販売、情報提供
- ・商店街、商店の販売促進のための共同事業の企画運営、指導、情報提供、コンサルタント業務及び事業実施の受託
- ・地方公共団体、法人、その他事業者等の依頼により対価を得て行う調査、研究、コンサルタント業務及び事業実施の受託 他

(4) 中心市街地活性化協議会による意見書(写し)

平成 29 年 12 月 26 日

大分市長 佐藤 樹一郎 殿

大分市中心市街地活性化協議会
会長 吉村 恭 章



第 3 期大分市中心市街地活性化基本計画（案）に対する意見書

平素から、本市中心市街地活性化の推進にあたり、格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 25 年 3 月に内閣府の認定を受けた第 2 期大分市中心市街地活性化基本計画は、本年度が最終年となりました。

第 2 期計画の期間中には、ホルトホール大分や大分いこいの道を初めとする大型ハードが順調に整備されたことで中心市街地における人の流れが変わり、また、大分駅南側の民間マンション立地に伴い人口が増加したことで街全体が大きく変貌いたしました。加えて、商店街と大分まちなか倶楽部の連携によるエリアマネジメントの展開や様々なイベントの実施、商店街と大型店の連携によるにぎわい創出のための取組などにより中心市街地に人が集うようになった結果、第 2 期計画の目標指標の 3 つのうち小売業年間商品販売額とまちなか滞留時間の 2 つについてはいずれも目標値を上回るなど、概ね良好な結果で第 2 期計画終了を迎えようとしております。

一方で、目標指標である歩行者通行量の 1 万人減少や J R 大分駅ビルの開業効果の収束、建替えに伴う大型商業施設の一時閉店の影響などの不安要素もあります。また、東九州自動車道の全線開通をチャンスと捉え、国内外からの観光客の誘致対策にも取り組む必要があります。

こうした状況を踏まえ、当協議会といたしましては、第 2 期計画の実施により得られた効果を持続・発展させるため、第 3 期計画の策定が必要であると判断いたしました。

貴市におかれましては、第 2 期計画を検証する中で中心市街地の現状を多様な角度から分析したうえで課題を把握するとともに、国民文化祭、全国障害者芸術・文化祭、ラグビーワールドカップ 2019 など、今後大分で開催されるイベント等の動向を踏まえたうえで、新たに第 3 期計画（案）を策定されたことは、高く評価できるものであります。

内容についても、去る 12 月 1 日開催の当協議会で審議した結果、本計画案に位置付ける事業が円滑かつ着実に実施されることにより、本市中心市街地のにぎわいが維持・拡大され、地域の底上げが期待できることから、妥当であるとの結論に至りました。

当協議会といたしましては、本計画案が確実かつスムーズに実行できるよう民間事業の推進やソフト事業を支援し、基本計画の実効性に寄与するよう全力で取り組んでまいります。

なお、当協議会において検討した次の 4 項目については、積極的なご配慮を望むものであります。

1. 「祝祭の広場（パルコ跡地）」の有効活用について
ラグビーワールドカップ2019終了後の「祝祭の広場」の活用について、
中心市街地の真の活性化に資する活用法を検討すること。
2. ラグビーワールドカップ2019終了後のにぎわいづくりについて
ラグビーワールドカップ2019の大分開催では、開催前から大きな経済効果
が期待できる反面、終了後はその反動が生じると予想されることから、中心
市街地でにぎわいが継続するための対策を検討すること。
3. 大分まちなか倶楽部に対する財政・人的支援について
中心市街地活性化の中心の実施主体である大分まちなか倶楽部に対する財
政支援や人的支援について検討すること。
4. 広報及び広聴について
中心市街地の活性化には、多くの市民の理解と協力が必要なことから、中心
市街地の果たす役割や重要性について十分な理解が得られるよう、広報や広聴
等の方策について検討すること。

(5)協議会の規約

<大分市中心市街地活性化協議会規約>

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、大分市中心市街地活性化協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務局)

第2条 協議会は、事務局を大分県大分市長浜町3丁目15-19、大分商工会議所内に置く。

(目的)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を行うことを目的とする。

- (1) 大分市が策定する中心市街地活性化基本計画並びに認定基本計画及びその実施に関し必要な事項についての意見の調整及び整理
- (2) 大分市の中心市街地の活性化に関する事業の実施及び調整
- (3) 大分市の中心市街地の活性化に関する関係者相互の意見及び情報の交換
- (4) 大分市の中心市街地の活性化に寄与する調査研究の実施
- (5) その他中心市街地に関すること。

第2章 構成

(協議会の構成)

第4条 協議会は、次のものをもって構成する。

- (1) 大分商工会議所
- (2) 株式会社大分まちなか倶楽部
- (3) 法第15条第4項、7項、8項に該当するもの
- (4) 前号各号に掲げるものの他、協議会において特に必要があると認めるもの

(入会)

第5条 前条各号に該当するもので協議会の趣旨に賛同し入会を希望するものは、会長の承認を得なければならない。

(退会)

第6条 協議会を退会しようとするときは、その旨を会長に届け出なければならない。

第3章 役員

(役員)

第7条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1名
 - (2) 副 会 長 2名
- 2 会長は大分商工会議所会頭をもって充てる。
- 3 副会長は会長が会員の中から選任する。

(役員任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 役員は任期終了後、後任者の就任するまで引き続きその職務を行うものとする。

3 補充で選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

(職務)

第9条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき、また会長が欠けたときは、その職務を代理する。

第4章 会議

第10条 協議会は、年1回以上開催し、活動報告、活動計画、規約の改正、役員選出その他必要な事項を審議する。

2 協議会は、会員をもって構成する。

3 協議会は、会員の半数以上が出席しなければこれを開くことができない。

4 協議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

5 協議会の議事は、出席者の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(ワーキング委員会)

第11条 協議会の目的を執行するため、ワーキング委員会を設置することができる。

2 ワーキング委員会は、協議会の定める活動方針に沿って活動する。

3 ワーキング委員会は、活動状況を協議会に報告する。

4 ワーキング委員会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

第5章 会計

第12条 協議会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第13条 協議会の収入は、補助金、負担金、寄付金、事業収入及びその他による。

2 協議会の支出は、事業費、通信費、事務費、会議費その他運営に要する経費とする。

第6章 解散

第14条 協議会の議決に基づいて解散する場合は、会員の3分の2以上の同意を得なければならない。

2 協議会が解散した場合においては、協議会の収支は解散日をもって打ち切り、大分商工会議所がこれを決算する。

附則

1 この規約は、平成20年4月23日から施行する。

2 協議会設立時の役員任期は平成21年3月31日までとする。

3 この規約に定めるほか、協議会の運営に関し必要な事項については、会長が別に定める。

＜大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会規程＞

(趣旨)

第1条 この規程は、大分市中心市街地活性化協議会規約第4章第11条の規定に基づき、大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会(以下「ワーキング」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 ワーキングは、大分市中心市街地活性化協議会(以下「協議会」という。)の会長(以下「会長」という。)の指示を受け、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 協議会への提案事項の調査研究及び調整に関する事項
- (2) 中心市街地活性化に関する課題、問題点の把握とその解決に関する事項
- (3) 中心市街地活性化に資する事業の企画及び実施
- (4) その他中心市街地活性化全般に関し必要な事項

(組織)

第3条 ワーキングは、委員長、副委員長及び第5条に規定する委員をもって組織する。

2 ワーキングは、事業実施や調査研究などの目的に応じて、委員と外部専門家等で構成する専門部会を組織することができる。

(委員長及び副委員長)

第4条 委員長は、協議会の会長が選任する。

2 副委員長は、委員長が指名するものをもって充てる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長の事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委員)

第5条 委員は、委員長が指名するものをもって充てる。

(会議)

第6条 ワーキングは、必要に応じて委員長が招集する。

2 委員長は、ワーキングを主催し、会議の議長となる。

3 委員長は、必要に応じてワーキングに関係者等の出席を求めることができる。

(報告)

第7条 委員長は、ワーキングの協議の経過及び結果について会長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 ワーキングの事務は、事務局において処理する。

(補則)

第9条 この規定に定めるもののほか必要な事項は、委員長が会長と協議の上別に定める。

(附則)

この規程は、平成20年4月23日から施行する。

[3]基本計画に基づく事業及び措置の一体的推進等

(1)客観的現状分析、ニーズ分析に基づく事業及び措置の集中実施

①統計的データの客観的な把握・分析

統計的データの客観的な把握・分析については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[2] 中心市街地の現況分析」において、地域の現状に関する統計的なデータの把握分析を記載している。

②地域住民のニーズの客観的な把握・分析

地域住民のニーズの客観的な把握・分析については、平成29年7月に実施した大分市中心市街地活性化に関する市民アンケート調査において分析を行い、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[4] 市民意向の把握」に記載している。

③前基本計画に基づく取組の把握・分析

前基本計画に基づく取組の把握・分析については、「1. 中心市街地の活性化に関する基本的な方針」の「[5] これまでの中心市街地活性化の取組の検証」において、前基本計画の取組状況に基づく把握・分析を記載している。

(2) 様々な主体の巻き込み及び各種事業等との連携・調整

本基本計画の実施においては、多様な主体が連携を図りながら、主体的かつ積極的に中心市街地活性化の取組を展開していく必要がある。

①各種団体との連携・調整

基本計画に基づく各種事業の円滑な推進のためには、市民、事業者、行政などの様々な主体が連携を図る必要がある。

本基本計画の事業実施においても、関連する関係者等と連携を図りながら、活動の継続や発展に取り組む必要がある。

<商工会議所との連携>

中心市街地活性化協議会の場を通じて、事業者や地域住民等と意見交換を行いながら、円滑に本基本計画に基づく事業の実施を行うため、協議会事務局を担う大分商工会議所と連携を図ってきた。第3期基本計画においても、大分商工会議所とさらなる連携を図りながら、本基本計画に基づく事業を推進していく。

<株式会社 大分まちなか倶楽部との連携>

株式会社大分まちなか倶楽部は、第1期基本計画策定に合わせて設立した株式会社であり、まちなかでの開業サポート、イベント開催など、中心市街地の活性化に向けて、地域住民や事業者等を巻き込み、中心的な主体として取組を推進してきた。

第3期基本計画においても、株式会社大分まちなか倶楽部を中心として、多様な活動団体と連携を図りながら、本基本計画に基づく事業を推進していく。

＜市民団体や商店街との連携＞

中心市街地活性化を機動的に進めていくため、大分市中心市街地活性化協議会の下部組織となる大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会を設立し、これまで中心市街地活性化に取り組んできた。地域住民や市民団体、商店街関係者等で構成され、地域の要望を把握し、協議を進めてきた。

第3期基本計画においても、大分市中心市街地活性化協議会ワーキング委員会を中心として、多様な主体の意見の把握、実現化に向けた協議等を図りながら、本基本計画に基づく事業を推進していく。

②パブリックコメントの実施

平成29年10月11日から平成29年11月9日までの期間において、市ホームページ及び市役所担当課窓口等での閲覧により、第3期大分市中心市街地活性化基本計画(案)に対するパブリックコメントを実施した。